

デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革

参考資料 1

〈令和3年12月22日（水）開催〉

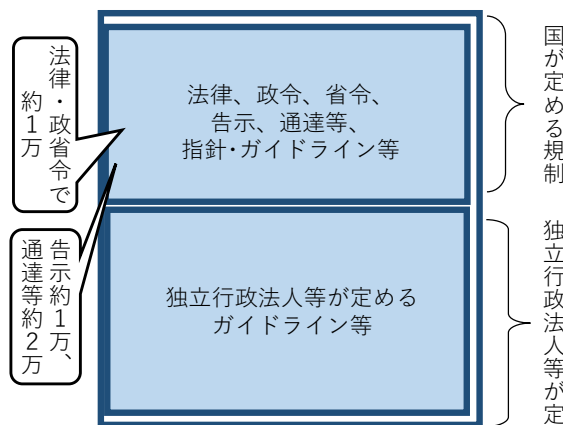
デジタル原則と改革の方向性：官民を通じたデジタル化の遅れを克服し、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受し、実感できるようにすべく、**デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則**を整理。

4万件以上の法令・通知・通達等について、**デジタル原則への適合性への点検**を実施し、規制改革推進会議における**先行的取組の横展開**を図る。また、2万以上の行政手続きについてオンライン利用率引上等を推進。「3方良し」の制度改革による経済効果により、デジタル関係の規制・手続見直しによる**経済成長の実現**を企図。

第7層 新たな価値の創出 アーキテクチャ	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則) 構造改革のためのデジタル原則	
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結 自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務づける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体をあげてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的な対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイル ガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI/UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性 確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを受けられるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

全法令等について点検・見直し

- 点検対象の法令等 : 約4万以上
- オンライン化対象手続き : 約2万2千



※上記を踏まえ、地方公共団体の取組を後押し（例：国の点検結果等に関する情報提供や地方公共団体での先進的な取組事例を紹介等）

既存の規制 (件数は法律・政令・省令の該当条項 : 合計約5000)



構造改革のためのデジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体的改革

◆規制改革推進会議

(1)先行的取組/ デジタル・リアル改革の連携/現場・地域における改革

- 先行：常駐/専任規制見直し（例：建設業技術者の配置要件）等
- デジタル・リアル：オンライン教育・1人1台端末 等
- 現場・地域：抗原検査キットの利用環境整備 等

(2)『当面の規制改革の実施事項』（令和3年12月22日決定）

- 「人」が生み出す付加価値を増やすとともに、新たな成長産業を創出し、成長と分配の起爆剤となる経済成長を実現。
- このため、4つの重点分野+各分野共通の「デジタル基盤」を改革
 - ①スタートアップ・イノベーション、②「人」への投資
 - ③医療・介護・感染症対策、④地域産業活性化、⑤デジタル基盤

〔※ 上記の考え方を踏まえ、ワーキング・グループ（WG）も改組。〕

◆デジタル時代の政策の形成・評価

行政改革推進会議の下にワーキンググループを設置し、「アジャイル型政策形成・評価」について検討を進める。

◆EBPM

デジタル人材の需給に関するデータ分析に代表されるEBPMに関する先進的な取組を踏まえ、取組を進める。

◆準公共分野等におけるシステム・制度の一体的検討

国・地方公共団体・民間事業者間のデータ連携プラットフォーム構築や関連制度・規制の整備・見直し等につき検討を進める。